

◆障害福祉サービスの種類及び内容

「自立支援給付」と「児童通所給付」があります。対象者は、身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神保健福祉手帳所持者・難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方）の方ですが、手帳を所持していない方でも対象になる場合がありますのでお問い合わせください。

またサービス内容により支給対象者・要件等があります。

(1) 自立支援給付

障害者総合支援法に基づくサービスです。原則、18歳以上の方が対象です。介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

①訪問系サービス（ホームヘルプ等）

サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等	
介護給付	居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	<u>障害支援区分1以上</u> の方 障害支援区分や生活状況を勘案して、支給出来る時間数を決定します。 ※障害児も利用できる場合があります。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に居宅において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を総合的に行います。	<u>障害支援区分4以上</u> で、次のいずれかに該当する方 ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている方 ② 障害支援区分の調査項目のうち、行動関連項目の合計点数が10点以上の方
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。	<u>障害支援区分6</u> であって、次のいずれかに該当する方 ① 四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障害児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。

②日中活動系サービス

サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等	
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を行います。	身体障害者又は難病患者等で、地域生活を営む上で一定の支援が必要な方
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を行います。	知的障害者又は精神障害者で、地域生活を営む上で一定の支援が必要な方

	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労を希望する <u>65歳未満</u> の方 原則、 <u>2年までの利用</u> となります。
	就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	企業等に就労することが困難な方で、継続的に就労することが困難な <u>65歳未満</u> の方 <u>※原則、雇用契約有り</u>
	就労継続支援 B型		企業等に就労することが困難な方で、継続的に就労することが困難な方 <u>※雇用契約無し</u>
介護給付	生活介護	常時介護を必要とする方に、昼間において入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	<u>障害支援区分3以上</u> （施設入所者は区分4以上） <u>50歳以上の方は区分2以上</u> （施設入所者は区分3以上）の方
	短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う方が疾病その他の理由により介護が困難になった場合、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事等の支援を行います。	<u>障害支援区分1以上</u> の方 利用は、原則7日/月（6泊7日）以内です。 ※障害児も利用できる場合があります。

③居住系サービス

	サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
訓練等給付	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。	企業等に就労している知的障害者又は精神障害者で、自立した生活を送ることを希望している方。原則、 <u>2年までの利用</u> となります。
	共同生活援助 (グループホーム)	社会福祉法人、特定非営利活動法人等が借り上げたアパート等で共同生活をする場を提供します。主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います	自立した生活を送ることを希望している方 <u>※介護サービスを利用する場合は障害支援区分の認定が必要です。</u>
介護給付	療養介護	医学的管理の下における介護を常時必要とする方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、介護等の日常生活の世話をを行います。	次のいずれかに該当する方 ① <u>障害支援区分6</u> のALS患者等気管切開を伴う呼吸管理を行っている方 ② <u>障害支援区分5以上</u> の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する方に入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。	<u>障害支援区分4以上</u> （ <u>50歳以上の方は区分3以上</u> ）で生活介護を受けている方等

④外出時の支援

サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
介護給付	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に行う外出時の同行支援。 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に行う外出時の同行支援。 ・身体介護有り（ <u>障害支援区分2以上</u> ） ・身体介護無し（ <u>障害支援区分は不要</u> ） ※障害児も利用できる場合があります。
	行動援護	<u>知的障害又は精神障害</u> により行動上著しい困難を有する障害者等に行う外出時の支援。 <u>障害支援区分3以上</u> で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の点数が、合計10点以上の方 ※障害児も利用できる場合があります。

◎月額負担上限額

原則、サービス利用料の1割が自己負担となります。世帯の収入状況に応じて、一月あたりの負担上限額を設定します。

※サービスを利用する方が18歳以上の場合、本人及び配偶者の所得で判断します。

※サービスを利用する方が18歳未満の者及び20歳未満の療養介護、施設入所支援利用者の場合は、世帯単位の所得で判断します。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額		
		◆1	◆2	◆3
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円	0円
一般1	市民税所得割16万円未満 (◆3は市民税所得割28万円未満)	37,200円	9,300円	4,600円
一般2	上記以外	37,200円	37,200円	37,200円

◆1：居住系サービスを利用する場合 ※20歳未満の方が療養介護、施設入所支援を利用する場合、◆2になります。

◆2：訪問系サービス、日中活動系サービス、外出時の支援を利用する場合

◆3：18歳未満の方が自立支援給付を利用する場合

◎自己負担の上限管理

一月当たりの自己負担額が月額負担上限額を超過することが予想される方については、月額負担上限額の管理を障害福祉サービス事業所に依頼することができます（市に届出が必要です）。

◎高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や補装具の支給を受けた場合、障害児通所給付や介護保険サービスを併せて利用した場合で、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給されます。

(2) 児童通所給付

児童福祉法に基づくサービスです。原則、18歳未満の方が対象です。

サービス名	サービス内容	支給要件
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省が定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童

◎月額負担上限額

原則、サービス利用料の1割が自己負担となります。世帯の収入状況に応じて、一月あたりの負担上限額を設定します。

※サービスを利用する方が18歳未満の場合、世帯単位の所得で判断します。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税所得割28万円未満	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

◎自己負担の上限管理

一月あたりの自己負担額が月額負担上限額を超過することが予想される方については、月額負担上限額の管理を障害福祉サービス事業所に依頼することができます(市に届出が必要です)。

◎高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や補装具の支給を受けた場合、自立支援給付や介護保険サービスを併せて利用した場合には、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給されます。

◎多子軽減措置

児童通所給付施設や次の施設に通う就学児等が同じ世帯の中に2人以上いる場合、自己負担が軽減される場合があります。

- ・幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設、認定こども園、特例保育、家庭保育事業等

詳しくは、本庁舎障害者福祉課にお問合せください。 ☎ 042-620-7367 042-620-7366